

令和7年7月10日

犬山市立小中学校保護者各位

犬山市教育委員会

「熱中症特別警戒アラート」発表時の対応について

日頃は、本市の学校教育に、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
さて、令和6年度より、全国で「熱中症特別警戒アラート」の運用が始まりました。
従来からある「熱中症警戒アラート」は暑さへの気付きを促すためのものですが、「熱中症特別警戒アラート」は、その一段上のものとして創設されました。
「熱中症特別警戒アラート」が発表されたときは、広域的に過去に例のない危険な暑さとなり、児童生徒の健康に重大な被害が生じる恐れがあります。
このことから、犬山市立小中学校では「熱中症特別警戒アラート」が発表されたときは、下記の通り対応いたしますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

【犬山市立小中学校及び児童クラブの対応について】

【前 日】	小中学校	児童クラブ
14:00頃	愛知県に「熱中症特別警戒アラート」発表	
	☆ 翌日の臨時休業連絡（連絡アプリ tetoru） ・ 翌日の部活動や練習試合等も中止 ・ 中学校の部活動の大会やコンクールについては運営者の判断 ・ 修学旅行や野外活動などの宿泊行事については目的地の状況等を考慮して実施について検討 ↓	
	☆ 通常通り下校	☆ 通常通り開所

【当 日】	小中学校	児童クラブ
朝から	☆ 臨時休業（1日中）	
15:00		☆ 開所 ・ 利用される場合は必ず保護者が送迎を行う

※ 土曜日や長期休業中の児童クラブは、朝から通常通り開所します。

【熱中症特別警戒アラートと熱中症警戒アラートの違い】

	熱中症特別警戒アラート	熱中症警戒アラート
概 要	気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合（全ての人、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援） ※過去に例のない広域的な危険な暑さを想定	気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合（熱中症の危険性に対する気付きを促す）
発表基準	都道府県内の全ての暑さ指数（WBGT）情報提供地点において、翌日の日最高暑さ指数が35以上となることが予想される場合に国から発表	都道府県内のいずれかの暑さ指数情報提供地点における、翌日・当日の暑さ指数（WBGT）が33に達する場合に国から発表
発表時間	前日の午後2時頃（前日午前10時頃の予測値で判断）	前日午後5時頃及び当日午前5時頃

【問い合わせ先】

犬山市教育委員会 学校教育課（市役所3階） TEL 0568-44-0350